

四半期報告書

(第23期第2四半期)

自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日

株式会社ゲオ

愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3

目次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 販売の状況	2
2 事業等のリスク	2
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 設備の状況

6

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	14
(4) ライツプランの内容	14
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(6) 大株主の状況	15
(7) 議決権の状況	15

2 株価の推移

16

3 役員の状況

16

第5 経理の状況

17

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	18
(2) 四半期連結損益計算書	20
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22

2 その他

33

第二部 提出会社の保証会社等の情報

34

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月11日
【四半期会計期間】	第23期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社ゲオ
【英訳名】	GEO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森原 哲也
【本店の所在の場所】	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3
【電話番号】	0568—33—4388
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 久保田 貴之
【最寄りの連絡場所】	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3
【電話番号】	0568—33—4388
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 久保田 貴之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第2四半期連結 累計期間	第23期 第2四半期連結 累計期間	第22期 第2四半期連結 会計期間	第23期 第2四半期連結 会計期間	第22期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	115,326	115,397	61,371	61,698	242,619
経常利益（百万円）	5,919	4,464	2,882	2,272	13,891
四半期（当期）純利益（百万円）	2,608	1,521	1,416	2,517	6,771
純資産額（百万円）	—	—	36,893	42,559	39,510
総資産額（百万円）	—	—	117,533	134,369	118,516
1株当たり純資産額（円）	—	—	65,287.75	73,004.05	71,512.78
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	4,876.92	2,843.94	2,648.59	4,704.18	12,658.66
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	4,872.83	2,836.55	2,644.17	4,691.22	12,637.42
自己資本比率（％）	—	—	29.7	29.1	32.3
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	13,927	4,768	—	—	22,226
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3,864	△4,464	—	—	△9,879
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△6,278	3,600	—	—	△10,927
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	22,015	23,556	19,650
従業員数（人）	—	—	2,943	3,178	2,963

（注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社関係会社）が営む事業内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

(1) 当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ウェアハウス	東京都足立区	1,276	小売サービス事業 及びアミューズメント事業	65.11	業務提携

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券報告書提出会社であります。

(2) 当第2四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であった株式会社アークコアは当社が所有する株式の一部を売却したため、持分法適用関連会社ではなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	3,178 (9,785)
---------	---------------

(注) 従業員数は、当第2四半期連結会計期間の末日現在の就業人員であり、()内に臨時雇用者数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	143 (9)
---------	----------

(注) 従業員数は、当第2四半期会計期間の末日現在の就業人員であり、()内に臨時雇用者数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売の状況】

当第2四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。
(百万円)

セグメントの名称	第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同期比
小売サービス事業	56,926	—
不動産事業	563	—
アミューズメント事業	3,356	—
その他	851	—
<合計>	61,698	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用し、セグメント区分を変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

株式会社NESTAGEの民事再生支援について

当社は、平成22年8月12日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました株式会社NESTAGEに対し、スポンサー候補として資金提供、資本参加等の経済的支援を行い、事業の円滑な再生を行うことを目的に、同日付で同社と支援に関する基本合意書を締結いたしました。

その内容は、次のとおりです。

1. 民事再生手続におけるスポンサーとして支援協力する。
2. 民事再生計画案可決に向けて、相互協力する。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、政府による景気刺激策等により改善が見られるものの、依然として雇用状況の悪化、個人所得の減少が続いているうえ、海外景気の下振れ懸念や為替レートの変動等により、先行きが不透明な状況となっております。

当社グループが属する小売業界におきましても、個人所得の減少による低価格・節約志向及びデフレの影響等により個人消費は弱含みに推移しており、引き続き厳しい事業環境となりました。

こうした厳しい事業環境のもと、当社グループにおきましては、積極的な出店を行うと同時に、販促キャンペーン等需要の喚起を図りました。

その結果、売上高61,698百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益2,121百万円（前年同期比26.0%減）、経常利益2,272百万円（前年同期比21.1%減）となりました。また、株式会社ウェアハウスを当第2四半期連結会計期間より連結子会社化したことに伴い、負ののれん発生益等を計上した結果、四半期純利益は2,517百万円（前年同期比77.7%増）となりました。

以下は、平成22年9月30日現在の当社グループの店舗数の状況であります。（ ）内は前期末比増減

	直営店	代理店	F C店	合計
ゲオグループ店舗施設数	1,080 (+59)	98 (+16)	137 (△5)	1,315 (+70)
小売サービス店舗	1,026 (+47)	98 (+16)	137 (△5)	1,261 (+58)
メディア取扱店舗	855 (+61)	98 (+16)	96 (△6)	1,049 (+71)
古着取扱店舗	414 (+121)		41 (+1)	455 (+122)
総合リサイクル店舗	120 (△9)		35 (0)	155 (△9)
携帯電話販売店等	36 (△5)			36 (△5)
アミューズメント施設	54 (+12)			54 (+12)
複合アミューズメント施設	16 (0)			16 (0)
ゲームセンター施設	17 (+12)			17 (+12)
フィットネス施設	13 (0)			13 (0)
複合カフェ・飲食店	8 (0)			8 (0)

従来、店舗数の状況につきましては、店舗名称毎にて店舗数をカウントしておりましたが、併設店舗や店舗内ショップにつきましては1店舗施設とし、その内訳として取扱商材サービス別の店舗施設数を表示しております。

なお、第1四半期において、ゲームセンター施設としてカウントしておりました「ゲオトリルパーク」（4施設、平成22年9月30日現在）につきましては、ゲオショップ内での展開であるため、店舗数のカウントから除外しております。

当第2四半期連結会計期間におけるセグメントの業績は次のとおりであります。

セグメントの名称		第2四半期		第2四半期累計	
		(百万円)	前年同期比	(百万円)	前年同期比
小売サービス事業	売上高	56,926	-	107,196	-
	営業利益	2,510	-	4,853	-
不動産事業	売上高	563	-	1,554	-
	営業利益	10	-	79	-
アミューズメント事業	売上高	3,356	-	5,283	-
	営業利益	43	-	34	-
その他	売上高	851	-	1,362	-
	営業利益	6	-	△21	-

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用し、セグメント区分を変更しております。そのため、前年同四半期における事業の種類別セグメントと当四半期のセグメント情報の区分方法及び測定方法が異なり、前年同四半期との単純比較が不可能であるため記載しておりません。

①小売サービス事業

小売サービス事業につきましては、全国で小売サービス店舗を1,261店舗展開しております。そのうち、DVD・CD・ゲームソフト等のレンタル・リサイクル・新品販売を行うメディア商材取扱店舗は1,049店舗、中古衣料の買取販売を行う中古衣料取扱店舗は、455店舗、家具・家電等も取り扱う総合リサイクル店舗については、155店舗等を展開いたしました。

消費マインドの冷え込みが続く中、需要の落ち込んだ新品商材の売場を縮小し、その空いたスペースに中古衣料等の新規商材を導入することで、店舗運営効率を改善すると同時に、今後の売上拡大に向け、意欲的に出店を行いました。なお、同業である株式会社ウェアハウスを連結子会社化したことで、同社が運営する24店舗が新たに当社グループのメディア取扱店舗として加わっております。

また、消費者の需要喚起を目的として、さまざまな販促キャンペーンを積極的に実行することで、第2四半期連結会計期間においてレンタル売上及び中古ゲーム関連の売上は前年を上回りました。

その結果、売上高は56,926百万円、営業利益につきましても出店コストと販促費用の増加等により2,510百万円となりました。

以下は、当第2四半期連結会計期間末における会員の状況であります。

会員数（増減は前期末比較） (千人)

	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	増減
ゲオ会員数	11,547	12,091	12,540	+992

(注) 平成22年3月1日より、共通ポイントサービス「Ponta」に参画したことにより、ポイント会員はレンタル会員と統合され、ゲオ会員となっております。

②不動産事業

不動産事業につきましては、住宅ローン減税の拡大や長期優良住宅減税などの住宅取得優遇策が下支えとなり一部に明るさが見られるものの、総じて厳しい状況が続いており、本格的な回復にはなお一層の時間を要するものと思われます。

このような状況のもと、株式会社ゲオエステートはデベロップメント事業として自社開発マンション及び宅地等4物件9戸、リセール事業としてマンション及び宅地3物件9戸を引渡しました。

その結果、売上高は563百万円、営業利益は10百万円となりました。

③アミューズメント事業

アミューズメント事業につきましては、景気は、足踏み状態で推移いたしました。今後においても、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在することなど楽観視できない状況にあります。

このような環境のもと、株式会社ゲオディノスは、設備投資が抑制された中、売上に下げ止まりが見られました。なお、事業セグメント区分変更に伴い、フィットネス施設運営事業及びインターネット・複合カフェ運営事業が加わっております。また、株式会社ウェアハウスの連結子会社化により、同社の運営するアミューズメント施設12店舗が新たに加わっております。

その結果、売上高は3,356百万円、営業利益は43百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ3,905百万円増加し、23,556百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は7,618百万円（前年同四半期は10,110百万円の増加）となりました。

これは、レンタル用資産の取得による支出が3,502百万円ありましたが、税金等調整前当四半期純利益が3,696百万円と減価償却費が1,376百万円、レンタル用資産減価償却費が3,150百万円、仕入債務の増加額2,176百万円ありましたことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は3,514百万円（前年同四半期は2,755百万円の減少）となりました。

これは、有価証券の売却による収入が1,500百万円ありましたが、有形固定資産の取得による支出が2,395百万円と有価証券の取得による支出が1,500百万円、子会社株式の取得による支出が707百万円ありましたが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、増加した資金は2,316百万円（前年同四半期は3,165百万円の減少）となりました。

これは、短期借入金の返済による支出が5,805百万円と長期借入金の返済による支出が4,906百万円ありましたが、短期借入れによる収入が4,636百万円と長期借入れによる収入が9,480百万円ありましたが主な要因であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間における主要な設備の異動は、次のとおりであります。

国内子会社

当第2四半期連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）			
				建物及び 構築物	リース資産	その他	合計
株式会社 セカンドスト リート	2nd STREET光の森店他167店舗 (熊本県他35県)	小売サービス 事業	店舗	220	1,223	52	1,497
株式会社 ジオエステー ト	横浜市物件 (神奈川県)	不動産事業	商業施設	—	—	1,879	1,879
合計				220	1,223	1,932	3,377

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 帳簿価額「その他」は工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設及び改修計画は、次のとおりであります。

(1) 新設

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手	完成
小売サービス事業 ショップ	国内	メディア事業	店舗新設	1,936	—	自己資金及び 借入金	平成22年10月	平成23年3月
アミューズメント 事業施設	国内	アミューズメン ト事業	店舗新設	5	—	自己資金及び 借入金	平成22年10月	平成23年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 改修

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手	完成
小売サービス事業 ショップ	国内	メディア事業	店舗改修	149	—	自己資金及び 借入金	平成22年10月	平成23年3月
アミューズメント 事業施設	国内	アミューズメン ト事業	店舗改修	424	—	自己資金及び 借入金	平成22年10月	平成23年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成22年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成22年11月11日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	585,192	585,192	東京証券取引所 （市場第一部） 名古屋証券取引所 （市場第一部）	(注)2
計	585,192	585,192	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年11月1日以降この四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法に基づき発行した新株予約権

株主総会の特別決議日（平成17年6月27日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	350個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	700株
新株予約権の行使時の払込金額	150,000円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150,000円 資本組入額 75,000円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他、行使の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した契約に基づく。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡、質入、その他処分することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 会社法に基づき発行した新株予約権

取締役会の決議日（平成21年 8 月 4 日）	
	第 2 四半期会計期間末現在 （平成22年 9 月 30 日）
新株予約権の数	1, 102個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1, 102株
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成21年 8 月 21 日～平成51年 8 月 20 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注） 1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 2

（注） 1. ①新株予約権者は、当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、新株予約権者は、以下の（i）又は（ii）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（i）新株予約権者が、平成51年 7 月 20 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成51年 7 月 21 日から平成51年 8 月 20 日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までとする。

（ii）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）とする。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

1. 割り当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割り当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

(i) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社取締役または執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ii) 上記(i)のほか、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

2. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

3. 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

③ 会社法に基づき発行した新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年6月26日）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	3,965個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,965株
新株予約権の行使時の払込金額	96,500円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 96,500円 資本組入額 48,250円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- ②各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
- ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
1. 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。ただしこの取得及び消却処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。
- (i) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員その他これに準ずる地位を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合
- (ii) 当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合
2. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。
3. 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

④ 会社法に基づき発行した新株予約権（第三者割当）

取締役会の決議日（平成22年 5 月 14 日）	
	第 2 四半期会計期間末現在 （平成22年 9 月 30 日）
新株予約権の数	50,008個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,008株
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額一株当たり111,870円 行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の92%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額（81,383円）を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年 6 月 1 日～平成24年 6 月 1 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 資本組入額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権等の特質等は以下のとおりであります。

- （１） 本新株予約権の目的となる株式の総数は50,008株、割当株式数は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- （２） 行使価額の修正の基準及び頻度
 - ①修正の基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げる。）が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。
 - ②修正の頻度：行使の際に上記①に記載の条件に該当する都度、修正される。
- （３） 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限
 - ①行使価額の下限 81,383円
 - ②新株予約権の目的となる株式の数の上限
50,008株（平成22年 3 月 31 日現在の普通株式の発行済株式総数の8.55%）
- （４） 当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項
 - ①当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり601円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。

②当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当り601円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定できることとなっており、所有者であるメルルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当り平均出来高数のいずれか少ない方の5日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、約2年間の行使可能期間のうち最後の1ヶ月間及び上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメルルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要し、本新株予約権が譲渡された場合でも、コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、当社がメルルリンチ日本証券に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利は、譲受人に引き継がれます。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

⑤ 会社法に基づき発行した新株予約権

株主総会の特別決議日（平成22年6月29日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年9月30日）
新株予約権の数	810個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	810株
新株予約権の行使時の払込金額	104,800円
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日～平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 104,800円 資本組入額 52,400円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- ②各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
- ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
1. 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。ただしこの取得及び消却処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。
- (i) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員その他これに準ずる地位を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合
- (ii) 当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合
2. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。
3. 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておりませんので記載はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	248	585,192	8	8,603	8	2,211

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
遠藤 結蔵	愛知県名古屋市東区	93,338	15.94
株式会社城蔵屋	岐阜県瑞浪市陶町水上311-202	51,920	8.87
株式会社ゲオ	愛知県春日井市如意申町5丁目11-3	50,008	8.54
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	30,133	5.14
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	23,589	4.03
インターナショナルレジャーコー ポレイション株式会社	東京都港区芝公園4丁目2-8	19,800	3.38
株式会社藤田商店	東京都港区新橋1丁目8-3	19,800	3.38
常興薬品株式会社	岐阜県瑞浪市陶町水上311-202	17,829	3.04
遠藤 素子	岐阜県瑞浪市	14,983	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,649	1.81
計	—	332,049	56.74

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかわる株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	30,133株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	23,589株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	10,649株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 50,008	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 535,184	535,184	—
発行済株式総数	585,192	—	—
総株主の議決権	—	535,184	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式1株が含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

②【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ゲオ	愛知県春日井市如意中町五丁目11番地の3	50,008	—	50,008	8.54
計	—	50,008	—	50,008	8.54

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	102,700	105,900	117,000	109,700	107,900	101,400
最低(円)	91,800	97,200	104,800	102,100	95,200	92,800

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。
役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役副社長	財務部、経営企画部、情報管理部担当	取締役副社長	財務部、経営企画部、情報管理部担当兼財務部長	久保田 貴之	平成22年7月1日
代表取締役会長	営業本部、運営本部担当	代表取締役会長	—	沢田 喜代則	平成22年10月1日
代表取締役社長	総務本部、経理本部、商品本部、コンプライアンス部、監査部担当兼商品本部長	代表取締役社長	総務部、人事部、経理部、コスト削減部、コンプライアンス部、監査部担当	森原 哲也	平成22年10月1日
取締役副社長	財務本部、経営企画本部担当	取締役副社長	財務部、経営企画部、情報管理部担当	久保田 貴之	平成22年10月1日
取締役	流通本部担当兼流通本部長	取締役	—	吉川 恭史	平成22年10月1日
取締役	システム本部担当兼システム本部長	取締役	システム企画部、システム開発部、システム運用部、システム管理部担当	大橋 一太	平成22年10月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,732	19,387
受取手形及び売掛金	7,075	6,760
有価証券	1,550	2,350
商品	13,282	14,033
販売用不動産	※2 1,346	※2 1,562
仕掛販売用不動産	※2 1,991	※2 2,505
貯蔵品	303	220
その他	7,285	8,012
貸倒引当金	△166	△141
流動資産合計	55,402	54,692
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1, ※2 15,884	※1, ※2 10,792
その他（純額）	※1, ※2 32,934	※1, ※2 24,133
有形固定資産合計	48,819	34,925
無形固定資産		
のれん	4,980	3,968
その他	1,581	1,505
無形固定資産合計	6,561	5,473
投資その他の資産		
敷金及び保証金	※2 14,978	※2 13,431
その他	※2 10,389	※2 12,216
貸倒引当金	△1,781	△2,223
投資その他の資産合計	23,586	23,424
固定資産合計	78,967	63,824
資産合計	134,369	118,516

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,486	11,679
短期借入金	※2 7,658	※2 6,456
1年内返済予定の長期借入金	※2 12,717	※2 12,055
未払法人税等	1,780	3,389
引当金	1,153	1,283
その他	※2 10,941	※2 11,220
流動負債合計	44,737	46,086
固定負債		
社債	※2 3,609	※2 2,673
長期借入金	※2 32,439	※2 24,432
引当金	490	278
資産除去債務	2,822	—
その他	7,711	5,534
固定負債合計	47,072	32,918
負債合計	91,810	79,005
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,603	8,595
資本剰余金	9,263	9,255
利益剰余金	25,200	24,427
自己株式	△4,069	△4,069
株主資本合計	38,998	38,208
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	72	46
評価・換算差額等合計	72	46
新株予約権	179	155
少数株主持分	3,308	1,100
純資産合計	42,559	39,510
負債純資産合計	134,369	118,516

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	115,326	115,397
売上原価	69,805	67,035
売上総利益	45,521	48,361
販売費及び一般管理費	※ 39,610	※ 44,303
営業利益	5,910	4,057
営業外収益		
受取利息	50	74
負ののれん償却額	147	—
受取保険金	181	307
受取手数料	—	255
その他	281	546
営業外収益合計	661	1,183
営業外費用		
支払利息	424	430
その他	227	345
営業外費用合計	652	776
経常利益	5,919	4,464
特別利益		
貸倒引当金戻入額	126	—
店舗閉鎖損失引当金戻入額	38	—
負ののれん発生益	—	1,498
その他	15	219
特別利益合計	179	1,718
特別損失		
減損損失	942	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,312
その他	361	435
特別損失合計	1,303	1,747
税金等調整前四半期純利益	4,795	4,434
法人税、住民税及び事業税	2,238	1,662
法人税等調整額	62	1,274
法人税等合計	2,301	2,937
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,497
少数株主損失(△)	△114	△23
四半期純利益	2,608	1,521

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	61,371	61,698
売上原価	37,837	35,591
売上総利益	23,534	26,107
販売費及び一般管理費	※ 20,668	※ 23,985
営業利益	2,866	2,121
営業外収益		
受取利息	27	38
負ののれん償却額	69	—
受取保険金	97	159
投資事業組合運用益	—	183
その他	176	262
営業外収益合計	370	645
営業外費用		
支払利息	213	248
その他	141	245
営業外費用合計	354	494
経常利益	2,882	2,272
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	31	—
負ののれん発生益	—	1,498
その他	13	67
特別利益合計	45	1,566
特別損失		
固定資産除却損	110	45
減損損失	266	39
店舗閉鎖損失引当金繰入額	103	—
その他	37	58
特別損失合計	517	143
税金等調整前四半期純利益	2,410	3,696
法人税、住民税及び事業税	972	622
法人税等調整額	148	527
法人税等合計	1,121	1,149
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,546
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△127	29
四半期純利益	1,416	2,517

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,795	4,434
減価償却費	1,654	2,316
レンタル用資産減価償却費	7,444	6,263
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,312
減損損失	942	—
負ののれん発生益	—	△1,498
賞与引当金の増減額 (△は減少)	20	67
受取利息及び受取配当金	△70	△97
支払利息	424	430
投資有価証券評価損益 (△は益)	46	—
売上債権の増減額 (△は増加)	686	305
たな卸資産の増減額 (△は増加)	4,138	1,143
仕掛販売用不動産等の増減額 (△は増加)	3,006	—
レンタル用資産取得による支出	△6,105	△6,058
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,046	△1,579
その他	538	△1,085
小計	15,477	5,955
利息及び配当金の受取額	64	93
利息の支払額	△422	△444
法人税等の支払額	△1,192	△835
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,927	4,768
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△958	△2,737
無形固定資産の取得による支出	△261	△250
有価証券の取得による支出	△1,500	△3,000
有価証券の売却による収入	—	3,800
子会社株式の取得による支出	—	△2,366
その他	△1,144	90
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,864	△4,464
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	6,350	12,737
短期借入金の返済による支出	△6,909	△11,536
長期借入れによる収入	6,720	13,810
長期借入金の返済による支出	△6,416	△8,704
社債の発行による収入	1,183	795
社債の償還による支出	△5,326	△1,395
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,226	△1,366
配当金の支払額	△638	△748
その他	△14	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,278	3,600
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,784	3,905
現金及び現金同等物の期首残高	18,208	19,650
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	22	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 22,015	※ 23,556

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、株式会社エイシスは新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間より、株式会社ウェアハウスは新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 24社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 当第2四半期連結会計期間において、株式会社アークコアは株式の一部を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 2社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益は81百万円、税金等調整前四半期純利益は1,393百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,003百万円であります。 (2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
(四半期連結損益計算書)	
1	「負ののれん償却額」については、前第2四半期連結累計期間までは区分掲記しておりましたが、当第2四半期連結累計期間において営業外収益総額の100分の20以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結累計期間の「負ののれん償却額」は130百万円であります。
2	「貸倒引当金戻入額」については、前第2四半期連結累計期間までは区分掲記しておりましたが、当第2四半期連結累計期間において特別利益総額の100分の20以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結累計期間の「貸倒引当金戻入額」は46百万円であります。
3	「店舗閉鎖損失引当金戻入額」については、前第2四半期連結累計期間までは区分掲記しておりましたが、当第2四半期連結累計期間において特別利益総額の100分の20以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結累計期間の「店舗閉鎖損失引当金戻入額」は30百万円であります。
4	「減損損失」については、前第2四半期連結累計期間までは区分掲記しておりましたが、当第2四半期連結累計期間において特別損失総額の100分の20以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結累計期間の「減損損失」は314百万円であります。
5	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	
1	前第2四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「減損損失」(当第2四半期連結累計期間は275百万円)は、金額的重要性が乏しいため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することといたしました。
2	前第2四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「投資有価証券評価損益」(当第2四半期連結累計期間は1百万円)は、金額的重要性が乏しいため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することといたしました。
3	前第2四半期連結累計期間まで区分掲記しておりました「仕掛販売用不動産等の増減額」(当第2四半期連結累計期間は134百万円)は、金額的重要性が乏しいため、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することといたしました。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
(四半期連結貸借対照表)	
1	前第2四半期連結会計期間において、「有形固定資産」として一括表示しておりました「建物及び構築物」は、当第2四半期連結会計期間において資産総額の100分の10を超えたため、当第2四半期連結会計期間より区分掲記することといたしました。 なお、前第2四半期連結会計期間の「建物及び構築物」は11,221百万円であります。
2	「負ののれん」については、前第2四半期連結会計期間は区分掲記しておりましたが、当第2四半期連結会計期間において金額的重要性が乏しいため、固定負債の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結会計期間の「負ののれん」は27百万円であります。
(四半期連結損益計算書)	
1	「負ののれん償却額」については、前第2四半期連結会計期間までは区分掲記しておりましたが、当第2四半期連結会計期間において金額的重要性が乏しいため、営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結会計期間の「負ののれん償却額」は65百万円であります。
2	「店舗閉鎖損失引当金戻入額」については、前第2四半期連結会計期間までは区分掲記しておりましたが、当第2四半期連結会計期間において特別利益総額の100分の20以下となったため、特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結会計期間の「店舗閉鎖損失引当金戻入額」は24百万円であります。
3	「店舗閉鎖損失引当金繰入額」については、前第2四半期連結会計期間までは区分掲記しておりましたが、当第2四半期連結会計期間において金額的重要性が乏しいため、特別損失の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当第2四半期連結会計期間の「店舗閉鎖損失引当金繰入額」は11百万円であります。
4	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																				
※1 有形固定資産の減価償却累計額 116,080 百万円 ※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1) 担保に供している資産 <table> <tr> <td>販売用不動産</td><td>952 百万円</td></tr> <tr> <td>仕掛販売用不動産</td><td>1,991 "</td></tr> <tr> <td>建物及び構築物</td><td>2,726 "</td></tr> <tr> <td>有形固定資産その他</td><td>8,488 "</td></tr> <tr> <td>敷金及び保証金</td><td>150 "</td></tr> <tr> <td>投資その他の資産その他</td><td>327 "</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>14,637 百万円</td></tr> </table> (2) 上記に対応する債務 <table> <tr> <td>短期借入金</td><td>3,095 百万円</td></tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td><td>2,639 "</td></tr> <tr> <td>社債</td><td>1,880 "</td></tr> <tr> <td>長期借入金</td><td>7,967 "</td></tr> <tr> <td>流動負債その他</td><td>59 "</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>15,641 百万円</td></tr> </table>	販売用不動産	952 百万円	仕掛販売用不動産	1,991 "	建物及び構築物	2,726 "	有形固定資産その他	8,488 "	敷金及び保証金	150 "	投資その他の資産その他	327 "	合計	14,637 百万円	短期借入金	3,095 百万円	1年内返済予定の長期借入金	2,639 "	社債	1,880 "	長期借入金	7,967 "	流動負債その他	59 "	合計	15,641 百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 99,060 百万円 ※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1) 担保に供している資産 <table> <tr> <td>販売用不動産</td><td>529 百万円</td></tr> <tr> <td>仕掛販売用不動産</td><td>1,071 "</td></tr> <tr> <td>建物及び構築物</td><td>2,805 "</td></tr> <tr> <td>有形固定資産その他</td><td>6,441 "</td></tr> <tr> <td>敷金及び保証金</td><td>150 "</td></tr> <tr> <td>投資その他の資産その他</td><td>363 "</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>11,361 百万円</td></tr> </table> (2) 上記に対応する債務 <table> <tr> <td>短期借入金</td><td>4,300 百万円</td></tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td><td>2,399 "</td></tr> <tr> <td>社債</td><td>1,252 "</td></tr> <tr> <td>長期借入金</td><td>4,370 "</td></tr> <tr> <td>流動負債その他</td><td>59 "</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>12,381 百万円</td></tr> </table> 上記担保資産のうち、子会社である株式会社ゲオエステートの建設仮勘定3,793百万円を株式会社ユニディオコーポレーションの銀行借入金の物上保証に供しております。	販売用不動産	529 百万円	仕掛販売用不動産	1,071 "	建物及び構築物	2,805 "	有形固定資産その他	6,441 "	敷金及び保証金	150 "	投資その他の資産その他	363 "	合計	11,361 百万円	短期借入金	4,300 百万円	1年内返済予定の長期借入金	2,399 "	社債	1,252 "	長期借入金	4,370 "	流動負債その他	59 "	合計	12,381 百万円
販売用不動産	952 百万円																																																				
仕掛販売用不動産	1,991 "																																																				
建物及び構築物	2,726 "																																																				
有形固定資産その他	8,488 "																																																				
敷金及び保証金	150 "																																																				
投資その他の資産その他	327 "																																																				
合計	14,637 百万円																																																				
短期借入金	3,095 百万円																																																				
1年内返済予定の長期借入金	2,639 "																																																				
社債	1,880 "																																																				
長期借入金	7,967 "																																																				
流動負債その他	59 "																																																				
合計	15,641 百万円																																																				
販売用不動産	529 百万円																																																				
仕掛販売用不動産	1,071 "																																																				
建物及び構築物	2,805 "																																																				
有形固定資産その他	6,441 "																																																				
敷金及び保証金	150 "																																																				
投資その他の資産その他	363 "																																																				
合計	11,361 百万円																																																				
短期借入金	4,300 百万円																																																				
1年内返済予定の長期借入金	2,399 "																																																				
社債	1,252 "																																																				
長期借入金	4,370 "																																																				
流動負債その他	59 "																																																				
合計	12,381 百万円																																																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)								
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給料手当</td><td>14,252 百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>836 "</td></tr> </table>	給料手当	14,252 百万円	賞与引当金繰入額	836 "	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給料手当</td><td>15,918 百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>951 "</td></tr> </table>	給料手当	15,918 百万円	賞与引当金繰入額	951 "
給料手当	14,252 百万円								
賞与引当金繰入額	836 "								
給料手当	15,918 百万円								
賞与引当金繰入額	951 "								
前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)								
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給料手当</td><td>7,505 百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>433 "</td></tr> </table>	給料手当	7,505 百万円	賞与引当金繰入額	433 "	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給料手当</td><td>8,376 百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>485 "</td></tr> </table>	給料手当	8,376 百万円	賞与引当金繰入額	485 "
給料手当	7,505 百万円								
賞与引当金繰入額	433 "								
給料手当	8,376 百万円								
賞与引当金繰入額	485 "								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (百万円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 22,014	現金及び預金勘定 22,732
有価証券勘定 1,571	流動資産その他(預け金) 823
償還期間が3ヶ月を超える債券等 △1,570	
現金及び現金同等物 22,015	現金及び現金同等物 23,556

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 585,192株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 50,008株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 第7回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 50,008株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 30百万円

(2) スtock・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 149百万円(親会社147百万円、連結子会社2百万円)

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	748	1,400	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	749	1,400	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

	メディア事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	アミューズメント事業 (百万円)	リユース事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	51,992	1,695	1,485	4,453	1,744	61,371	—	61,371
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	21	—	0	2	10	34	(34)	—
計	52,013	1,695	1,486	4,456	1,755	61,406	(34)	61,371
営業利益又は営業損失(△)	3,802	120	△105	△303	△11	3,502	(636)	2,866

前第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

	メディア事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	アミューズメント事業 (百万円)	リユース事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	95,534	4,813	2,919	8,904	3,155	115,326	—	115,326
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	60	—	0	2	20	83	(83)	—
計	95,594	4,813	2,920	8,907	3,176	115,410	(83)	115,326
営業利益又は営業損失(△)	7,113	428	△237	△287	△28	6,987	(1,077)	5,910

(注) 1 事業区分の方法

前第2四半期連結累計期間

事業区分は内部管理上採用している区分によっております。なお、当第2四半期会計期間より株式会社フュージョンを連結子会社とし、メディア事業及びリユース事業に含めております。また、第1四半期連結会計期間より事業内容を適切に表現するために、リサイクル事業をリユース事業に名称変更しております。名称変更による事業区分の変更はありません。

2 各事業の主な製品

- (1) メディア事業……………パッケージソフトの流通・レンタル・販売を中心とした各種メディアの提供
- (2) 不動産事業……………不動産の販売・賃貸
- (3) アミューズメント事業……映画館・ボウリング場・ゲーム施設・カラオケ等の娯楽遊戯施設の運営
- (4) リユース事業……………衣料・服飾雑貨・電化製品等のリサイクル買取販売
- (5) その他事業……………フィットネス施設の運営、ネットカフェの運営、卸売業、コンテンツ開発等

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）及び前第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は主に、商品のレンタル・中古買取販売・新品販売と、ゲーム機器・ボウリング施設・映画劇場・フィットネス施設等の遊戯娯楽施設の運営、不動産の企画開発・販売を行っております。

商品のレンタル・中古買取販売・新品販売については、企業および一般消費者から仕入れた商品を店舗にてレンタル・販売する小売チェーン展開を行っており、遊戯娯楽施設の運営および不動産の企画開発・販売についてはそれぞれ独立した事業子会社において、事業戦略の立案ならびに事業活動を展開しております。

したがって、当社は提供する商品サービス及び提供形態を基礎とした事業種類別のセグメントから構成されており、小売サービス事業、不動産事業、アミューズメント事業の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益計算書計上額 (注) 3
	小売サービス	不動産	アミューズメント	計				
売上高								
外部顧客への売上高	107,196	1,554	5,283	114,034	1,362	115,397	—	115,397
セグメント間の内部売上高又は振替高	18	—	0	18	30	49	△49	—
計	107,214	1,554	5,283	114,053	1,393	115,446	△49	115,397
セグメント利益又はセグメント損失（△）	4,853	79	34	4,966	△21	4,945	△888	4,057

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売事業及びその他のサービス事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△888百万円には、セグメント間取引消去△49百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△839百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益計算書計上額 (注) 3
	小売サービス	不動産	アミューズメント	計				
売上高								
外部顧客への売上高	56,926	563	3,356	60,846	851	61,698	—	61,698
セグメント間の内部売上高又は振替高	10	—	0	10	16	27	△27	—
計	56,937	563	3,356	60,857	868	61,725	△27	61,698
セグメント利益又はセグメント損失（△）	2,510	10	43	2,565	6	2,572	△450	2,121

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売事業及びその他のサービス事業を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額△450百万円には、セグメント間取引消去△27百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△422百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）
 （固定資産に係る重要な減損損失）
 重要性が乏しいため記載を省略しております。

（のれんの金額の重要な変動）
 該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）
 「アミューズメント」セグメントにおいて、平成22年7月に株式会社ウェアハウスの株式を取得したことにより、当第2四半期連結会計期間において負ののれん発生益1,498百万円を計上しております。

（追加情報）
 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)
 長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借 対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期借入金			
1年内返済予定 の長期借入金	12,717		
長期借入金	32,439		
長期借入金合計	45,157	45,326	169

(注) 金融商品の時価の算定方法

長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理を行っているものは、当該金利スワップを一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)

取得による企業結合

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ウェアハウス

事業の内容 DVD・CDレンタル事業・総合アミューズメント事業

- (2) 企業結合を行った主な理由

当社と対象者は、平成16年11月25日に包括的な業務・資本提携を行っており、当社グループより商品等の販売を行っております。

昨今の世界同時不況に端を発するわが国経済は、政府による景気対策により一定の効果は見られるものの、依然として雇用環境の悪化及び個人所得の減少による個人消費の低迷が続いており、今後、両社を取り巻く経営環境が一層厳しくなることが想定されます。

その中で、両社は、既存戦略の加速に留まらない成長性のさらなる強化に向けた果敢かつ抜本的なアクションが今こそ必要との課題認識を共有しております。かかる共通の環境認識に基づき、当社及び対象者は、現在の厳しい経営環境を乗り越え、両社の潜在的な収益成長力を最大限に実現し、ともに企業価値の最大化を目指していくため、平成22年5月14日開催の当社取締役会において公開買付けを開始することを決議し、平成22年7月2日付で連結子会社化いたしました。

- (3) 企業結合日

平成22年7月2日

- (4) 企業結合の法的形式

株式取得

- (5) 結合後企業の名称

株式会社ウェアハウス

- (6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 8.06%

企業結合日に追加取得した議決権比率 57.05%

取得後の議決権比率 65.11%

- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による、現金を対価とする株式取得であること。

2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成22年7月2日から平成22年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	取得直前に保有していた株式会社ウェアハウスの普通株式の 企業結合日における時価	328 百万円
	現金	2,320 百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	49 百万円
取得原価		2,697 百万円

4. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

- (1) 負ののれん発生益の金額

1,498 百万円

- (2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、差額を負ののれん発生益として計上しております。

5. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高 4,658 百万円

経常利益 19 百万円

四半期純利益 △ 2,053 百万円

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 73,004.05 円	1株当たり純資産額 71,512.78 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 4,876.92 円	1株当たり四半期純利益金額 2,843.94 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 4,872.83 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 2,836.55 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,608	1,521
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,608	1,521
期中平均株式数(株)	534,936	535,039
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	449	1,395
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,648.59 円	1株当たり四半期純利益金額	4,704.18 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,644.17 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4,691.22 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,416	2,517
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,416	2,517
期中平均株式数(株)	534,936	535,101
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	895	1,477
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額……………749百万円
- (2) 1株当たりの金額……………1,400円
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年12月10日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月6日

株 式 会 社 ゲ オ
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水 野 信 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

瀧 沢 宏 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲオの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゲオ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月8日

株 式 会 社 ゲ オ
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水 野 信 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

瀧 沢 宏 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲオの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゲオ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より資産除去債務に関する会計基準を適用している。

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より企業結合に関する会計基準等を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。